

●香川県告示第124号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により中讃広域都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成27年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 都市計画の変更に係る土地の区域

- 3・3・203 上吉田与北線
- 3・5・204 善通寺金蔵寺線
- 3・4・205 善通寺高瀬線
- 3・4・206 片原町線
- 3・4・207 本郷通赤門線
- 3・4・208 大通線
- 3・5・210 善通寺琴平線
- 3・5・211 生野線
- 3・6・212 善通寺荘内通
- 3・4・209 中筋西務主線
- 3・6・213 佐伯町線

縦覧に供する図面表示のとおり

2 縦覧場所

香川県土木部都市計画課